

助成対象は

札幌市に住民登録があり、  
次のいずれかに該当し、  
資格を取得して  
通年雇用を希望する方

- ①雇用保険の「短期雇用特例被保険者」として雇用されている方。
- ②離職者で、直前に「令和3年度(2021年度)又は令和4年度(2022年度)の短期雇用特例被保険者」であった方。
- ③離職者で、直前の離職に係る雇用保険が一般被保険者等(高齢被保険者を含む。以下同じ。)で、その離職に係る雇用保険の受給資格が無く、前々職が「令和3年度(2021年度)又は令和4年度(2022年度)の短期雇用特例被保険者」であった方。

季節雇用  
在職者でも  
利用できます

# 助成金を活用し 資格・免許を 取得しよう!

## 特別教育等助成金 (技能講習・特別教育)

受講料全額(10万円限度)  
を助成!

令和4年度中で助成金申請額が  
10万円以内で1人2講習までの申請ができます。

種目 北海道労働局の技能講習登録教習機関が実施する  
次の講習が対象となります。

- 技能講習 ●特別教育 ●特別教育に準じた教育
- ボイラー実技講習

## 能力開発支援助成金 (指定教育機関)

受講料の5割(16万7千円限度)を助成!

令和4年度中、助成金申請合計額が16万7千円以内であれば何度でも申請ができます。(異なる資格の複数申請が可能です)

種目 厚生労働大臣が指定した教育訓練(通学または通信によるもの)  
公安委員会が指定した教習所が行う免許を受けるための講習。ただし次の教習に限り。(※検定料は自己負担)

- 大型免許 ●中型免許 ●大型二種免許 ●中型二種免許 ●普通二種免許 ●大型特殊免許
- けん引免許 ●準中型免許 ●技能講習(小型移動式クレーン運転・フォークリフト運転・玉掛け・ガス溶接等)

※普通免許取得が前提となります。

助成金の詳細は <http://sapporo-kisetsu.jp> さっぽろ 季節 検索

※受講出来る教習機関は指定となるので、事前に協議会にご相談ください。  
※国の「教育訓練給付金」との併給はできません。  
※助成金の申請手続は2回必要です(1回目:受講前の利用申請 2回目:資格取得後の支給申請)。  
支給申請(2回目手続)の最終期限は令和5年3月17日(金)です。  
※助成金は予算の範囲がありますので、予算限度額に達した場合は利用の受付を締め切らせていただきます。



令和4年度中に、お一人で2種類の助成金の利用が可能です。また、協議会の「人材育成事業(無料講習)」への参加も可能です。

